

今後検討すべき論点について

1 国民投票法附則第3条の趣旨について

国民投票法附則第3条では、憲法改正の国民投票の投票権者の範囲を18歳以上の者とする定められたこと（同法第3条）に伴い、選挙年齢、成年年齢等を18歳に引き下げることの検討が求められているが、このことについてどのように考えるべきか。

中間報告書では、成年年齢と選挙年齢等との関係については、選挙年齢等に合わせて成年年齢を18歳に引き下げる論理的必然性はないとしつつも、一致することが望ましいかどうかについて意見が分かれていたが、どのように考えるか。

2 成年年齢引下げの当否について

(1) 成年年齢を引き下げる必要性について

ア 若年者の精神的成熟度等について

成年年齢が20歳と定められた理由の一つとして、民法制定当時の日本人の精神的成熟度を考慮したと言われているが、近年の若年者の精神的成熟度についてどのように考えるべきか。

近年の若年者は、経済的・社会的自立が遅れており、幼稚であるという意見がある一方、インターネット等の普及により多くの情報を得ることが可能であり、成熟度は高いという意見もあるが、どのように考えるべきか。

イ 諸外国の成年制度と一致させる必要性について

諸外国の多くでは、成年年齢を18歳としているが、我が国の成年年齢もこれに合わせるべきか。

我が国の若年者が諸外国の若年者と比べて成熟が遅れているということはないという意見について、どのように考えるべきか。

ウ 若年者の社会参加，自立の促進

成年年齢を引き下げることによって，若年者の社会参加，自立を促進すべきであるという意見について，どのように考えるべきか。

契約年齢，親権に服する年齢が引き下げられることにより，若年者の社会参加，自立が促進されるという意見がある一方，若年者の社会参加は専ら参政権の問題であり，成年年齢とは関係がないという意見があるが，どのように考えるべきか。

エ 18歳，19歳の者に親の同意なく一人で契約をすることができるようにする必要性について

成年年齢を引下げ，親から独立した18歳，19歳の者に親の同意なく一人で契約をすることができるようにする必要性についてどのように考えるか（18歳，19歳の者の進学・就労状況についてどのように考えるべきか。）。

また，仮に親から独立した18歳，19歳の者が親の同意なく一人で契約をする必要性が高いとしても，成年年齢を引き下げる必要性があるか（現行民法の解釈の範囲で対処が可能かどうか。）。

(2) 成年年齢を引き下げた場合の諸問題について

ア 若年者の消費者被害の拡大について

成年年齢を引き下げると，若年者の消費者被害が拡大するおそれがあるという意見がある一方，成年年齢を引き下げても被害の山が18歳に移行するだけであり，被害の総量は変わらないという意見があるが，どのように考えるべきか。

イ 自立に困難を抱える若年者がますます困窮するおそれ等について

この点については，パブリック・コメントで特に意見も寄せられなかったが，中間報告書に付け加えるべき事項はないか。

ウ 親が扶養義務を負う年齢が18歳に引き下げられるおそれについて

パブリック・コメントでは，成年年齢が引き下げられると，親が扶養義務を負う年齢が18歳に引き下げられ，子の進学のおそれが奪われるおそれがあるとの意見があったが，どのように考えるべきか。

3 成年年齢を引き下げる場合の環境・条件整備の内容について

ア 消費者被害が拡大しないための施策の充実について

① 消費者保護施策の充実について

未成年者取消権に代わる新たな取消権（解除権）は、少なくとも現行制度と同程度の消費者被害救済手段として設けられる必要があるという意見があるが、どのように考えるべきか。

その他、中間報告書8頁～10頁（第2の4(1)ア）の施策に付け加えるべき事項はないか。

② 消費者関係教育の充実について

消費者関係教育の現状を踏まえ、どのように考えるべきか。

イ 若年者の自立を援助するための施策の充実について

この点については、パブリック・コメントで特に意見も寄せられなかったが、中間報告書に付け加えるべき事項はないか。

ウ これらの施策の充実の程度について

仮に成年年齢を引き下げる場合、これらの施策はどの程度充実する必要があると考えるべきか。また、成年年齢の引下げとこれらの施策の充実の先後関係については、どのように考えるべきか。

4 成年年齢を引き下げる場合の年齢等について

仮に成年年齢を引き下げる場合、成年年齢を何歳とすべきか。18歳とする（A案）、18歳に達した直後の3月の一定の日（例えば3月31日など）に一斉に成年とする（B案）、19歳とする（C案）という考え方があるが、どのように考えるべきか。

5 養子をとることができる年齢について

仮に成年年齢を引き下げるとしても、養子をとることができる年齢については、現状維持とすべきということによいか。

パブリック・コメントでは、引き上げるべきという意見も出されたが、どのように考えるべきか。

6 婚姻適齢について

婚姻適齢については、仮に成年年齢を引き下げる場合には、男女とも18歳とするということによいか。

男女とも18歳を原則としつつ、16歳、17歳の場合であっても、妊娠した場合など特別の事情がある場合には、家庭裁判所の許可を得れば婚姻することができるようにすべきという意見については、どのように考えるべきか。

7 その他

親権解放制度の導入について、どのように考えるべきか。